

議案 第13号

【保健福祉支援部障害者福祉課】

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、児童発達支援管理責任者の責務の追加等をするものです。

【省令改正の背景】

障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、障害種別にかかわらず障害児を支援できるように、これまで「福祉型」と「医療型」に分かれていた児童発達支援の類型を一元化するほか、障害児入所施設に入所している児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化するなどの児童福祉法の改正が行われました。

これを踏まえ、省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①児童発達支援管理責任者は、障害児の年齢及び発達の程度等に応じて支援内容を検討しなければならないこととします。
- ②指定発達支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮等をしなければならないこととします。
- ③港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化するとともに、指定児童発達支援事業所の設備の基準等を定めます。
- ④港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、児童発達支援管理責任者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、移行支援計画を作成しなければならないこととします。

【施行期日】

令和6年4月1日